

お知らせ

令和8年度から「子ども・子育て支援金制度」が始まります

令和8年度から開始する「子ども・子育て支援金制度」は、全世代の皆様から支援金を拠出いただき、それによる子育て世帯に対する給付の拡充を通じて、子どもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組みです。子育て世帯への経済的支援を拡充するため、令和8年4月から皆さんが加入している医療保険料(税)(社会保険、国民健康保険、後期高齢者医療保険など)とあわせて「子ども・子育て支援金」を拠出いただきます。※実際に徴収を開始する時期や支援金額は、加入する医療保険制度や所得に応じて異なります。

子ども・子育て支援金が充てられる事業のご案内

こどもまんなか
こども家庭庁

児童手当の拡充

- 所得によらず、支給の対象となります。
- 支給期間を高校生年代まで延長します。
- 第3子以降はより手厚く、一人当たり月3万円に大幅増額します。
- 4か月に1回から、2か月に1回の支給になります。

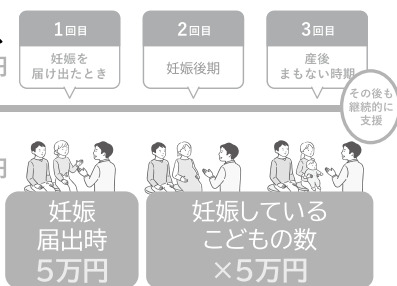
960万円未満	支援対象		児童手当(月額)	
	0歳～3歳未満	1.5万円	第3子以降	1.5万円
3歳～小学生	1万円			
中学生	1万円			

所得制限なし	支援対象		児童手当(月額)	
	0歳～3歳未満	1.5万円	第3子以降	3万円
3歳～小学生	1万円			
中学生	1万円			
高校生	1万円			

※令和6年10月分から拡充

妊婦のための支援給付

「伴走型相談支援」の面談と合わせて、
・妊娠届出時に5万円
・妊娠後期以降に妊娠している
こどもの数×5万円
を支給します。



※令和7年度から制度化

出生後休業支援給付

「出生後休業支援給付」を創設し、子の出生直後の一定期間内に両親ともに14日以上育児休業を取った場合、最大28日間、手取りの10割相当を支給します。



※令和7年度から実施

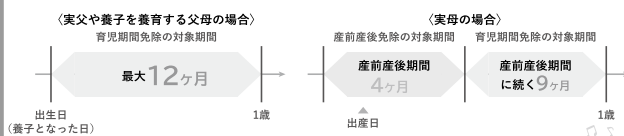
育児時短就業給付

「育児時短就業給付」を創設し、子どもが2歳未満の期間に、時短勤務を選択した場合に、時短勤務時の賃金の原則10%を支給します。

※令和7年度から実施

育児期間中の国民年金保険料免除

国民年金の第1号被保険者の方を対象に、育児期間中の国民年金保険料免除措置を創設します。



※令和8年10月から実施

こども誰でも通園制度

「こども誰でも通園制度」は、保育所等に通っていない0歳6カ月から満3歳未満のこどもが時間単位等で柔軟に利用できる制度です。(こども1人当たり10時間/月)

※令和7年度は希望自治体、令和8年度より全国実施

詳しくはこども家庭庁のホームページをご覧ください。

